

意見書案提出書

災害対策の更なる充実を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	菅原 あきひと
同	吉田 あつき
同	武田 翔
同	西村 くにこ
同	米村 和彦
同	さとう 知一
同	近藤 大輔
同	加藤 元弥
同	梅沢 裕之
同	土井りゅうすけ
同	たきた 孝徳

## 災害対策の更なる充実を求める意見書（案）

本年1月に発生した能登半島地震は、甚大な道路の被災が多数の孤立集落の発生を招き、被災地へのアクセスや情報収集も困難を極め、応急対策の遅れをもたらした。

また、長期にわたる通信の断絶や断水、停電など、深刻なライフラインの被害により、被災者は厳しい避難生活を余儀なくされ、多数の災害関連死を招くなど、様々な課題や問題点が顕在化する大規模災害となった。

さらに、能登半島は、9月には線状降水帯が発生し、記録的な豪雨による複合災害に見舞われ、被災者は地震との二重の被災に苦しむ事態となっている。

翻って、全国に目を転じると、気候変動の影響等による風水害の頻発化、大規模化が進み、南海トラフ地震や首都直下地震などの国難レベルの大規模地震の切迫性が指摘されるなど、国を挙げた防災・減災対策の推進が喫緊の重要課題となっている。

よって国会及び政府は、能登半島での複合災害における課題の検証とともに、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 二重の被災に苦しむ被災者の救済と早期の生活再建の支援をすること。また、り災証明の発行の迅速化、深刻な被害を受けた被災者の生活再建や事業者の事業の再興を進めるための実効性のある支援策を、国の主導の下で構築すること。
- 2 被災状況の把握や孤立地域における被災者の救出などで、ヘリコプターは重要な役割を果たすが、自治体が保有し、維持していくためには、過重な財政負担となることから、導入や運用に係る財政支援を強化すること。
- 3 避難所の生活環境については、大規模災害のたびに繰り返される問題であることから、欧米等海外の先進事例も参考に、専門的な技術を有するボランティアの組織化やトイレカー、キッチンカーなどの設備や資機材の確保、災害発生時の即応体制の確立など、国の主導の下で、生活環境の整った避難所の運営体制の整備に取り組むこと。
- 4 防災意識や知識の啓発、避難者の把握と管理、被災地の復旧など、あらゆる災害対応の局面で効果が期待できるデジタル技術を活用した防災DXを強力に推進すること。
- 5 能登半島における地震や風水害の対応を通じて顕在化した課題を踏まえ、住宅や上下水道の耐震対策、廃棄物の処理や建物の公費解体などの迅速化、さらには、要配慮者の避難対策や災害関連死を防止する、きめ細かな被災者支援の体制整備など、国難レベルの大規模災害に備えた防災・減災対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣  
(防災)

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

リチウムイオン電池の適正処理の推進を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	田中 信次
同	須田 こうへい
同	谷 和雄
同	永井 真人
同	永田 磨梨奈
同	森田 学
同	おざわ 良央
同	日浦 和明
同	渡辺 紀之
同	栄居 学
同	浦道 健一
同	藤井 深介
同	持田 文男

## リチウムイオン電池の適正処理の推進を求める意見書（案）

使用済みリチウムイオン電池は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、製造事業者や輸入販売事業者（以下「事業者」という。）による自主回収・再資源化が義務づけられている。しかし、リチウムイオン電池を使用した製品の増加や多様化に加え、回収の仕組みや処理方法の複雑さから、取組が十分に行われているとは言い難い。

また、リチウムイオン電池が適切に分別されず、他の廃棄物に混ざって排出されること等により、廃棄物処理施設やごみ収集車などにおいてリチウムイオン電池に起因する火災が発生している。

リチウムイオン電池に起因する火災は、リチウムイオン電池そのものだけでなく、加熱式たばこやコードレス掃除機など、リチウムイオン電池を内蔵する製品が、分別されずに排出されることにより発生することもある。

リチウムイオン電池に起因する火災を防ぐために、事業者は、自主回収・再資源化を行うだけでなく、消費者が安全に廃棄するために情報提供や協力することが求められる。また、消費者においては、リチウムイオン電池の危険性や再資源化を踏まえた適正な廃棄方法を十分に理解する必要がある。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 リチウムイオン電池の危険性や再資源化を踏まえた適正な廃棄方法について、国民への周知を徹底すること。
- 2 消費者が、製品にリチウムイオン電池が含まれたまま排出することのないよう、製品の改良等も含め、分別しやすい商品づくりを推進し、再資源化につながるよう事業者へ指導すること。
- 3 拡大生産者責任に基づく、事業者による自主回収・再資源化の取組が促進されるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

殿

神奈川県議会議長

# 意見書案提出書

## クロマグロ漁獲枠の拡大及び柔軟な配分を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	田中 信次
同	須田 こうへい
同	谷 和雄
同	永井 真人
同	永田 磨梨奈
同	森田 学
同	おざわ 良央
同	日浦 和明
同	渡辺 紀之
同	栄居 学
同	浦道 健一
同	藤井 深介
同	持田 文男

## クロマグロ漁獲枠の拡大及び柔軟な配分を求める意見書（案）

クロマグロは、乱獲などにより資源が激減したため、2015年から漁獲量を制限する国際的な資源管理が実施され、その結果、近年は資源量が回復している。

各都道府県の漁獲枠は、国際的に決定された日本の漁獲枠から、国が過去の漁獲実績に基づき配分している。

本県は、過去の漁獲実績が少ないため、年度当初に配分される漁獲枠が少ない。

近年は漁獲量が増えていることもあり、毎年度漁獲枠が不足する状況にある。漁獲枠上限到達後は、当初の漁獲枠に対する追加配分があるまで、捕獲した魚を放流しなければならない。また、追加される漁獲枠も十分とは言えない。

本県沿岸でクロマグロを漁獲している漁業者は、比較的若い漁船漁業者や、本県の主力漁業である定置網漁業者であり、漁獲枠の拡大を要望する声が多く寄せられている。

本県の漁獲枠を実態に即して拡大させるためには、まずは日本全体の漁獲枠を拡大させる必要がある。そして、国が各都道府県の漁獲枠を算定するに当たり、近年の漁獲実績に加え、資源管理のための休漁や捕獲後に放流された数量を勘案する必要がある。

また、漁獲枠上限到達後の操業への影響が最小限となるよう、漁獲枠の追加配分を速やかに行うことも必要である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 クロマグロの漁獲枠を決める国際会議において、日本の漁獲枠の拡大を求めること。
  - 2 各都道府県に年度当初に配分される漁獲枠は、資源管理のための休漁や漁獲後に放流された数量も勘案した直近の漁獲動向に基づき算定し、近年漁獲量が増加している本県の漁獲枠を拡大すること。
  - 3 漁獲枠の追加配分を迅速に行うなど、現状を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

難病患者に寄り添った総合的な対策の推進を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	阿 部 将太郎
同	大 村 悠
同	芥 川 薫
同	あらい 絹 世
同	中 村 武 人
同	井 坂 新 哉
同	しきだ 博 昭
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	鈴 木 ひでし
同	てらさき 雄介

## 難病患者に寄り添った総合的な対策の推進を求める意見書（案）

従来から、治療が困難な病気に対して、社会的通念として「難病」という言葉が用いられてきた。

しかしながら、その時代の医療水準や社会的事情によって、言葉の定義は変化しており、我が国では、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の定義が見直されるとともに、法的根拠を持つ総合対策として、新たな医療費助成制度が開始されることとなった。

現在、同法に基づく指定難病は341疾病あり、認定基準が疾患ごとに詳細に定められていて、都道府県では、国が定める認定基準を満たした難病患者に対して医療費の助成を行っているが、その認定には、専門医による審査や健康保険と紐づけた確認等が必要であり、申請から認定まで約3か月の期間を要している。

また、指定難病に係る特定医療費については、国が2分の1を負担することになっているが、特定医療費支給の前提となる支給認定事務に要する経費は都道府県のみ負担となっているといった課題が明らかとなっている。

さらに、難病治療は長期にわたることが多いため、患者や家族が抱える不安の解消に向けた相談体制のより一層の充実が叫ばれている。

よって国会及び政府は、難病対策のより一層の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 支給認定事務のプロセスの見直し及び認定基準の簡素化を図り、認定に要する期間を短縮し、難病患者、その家族及び専門医の負担軽減を図ること。
- 2 現在、都道府県の全額負担となっている支給認定事務に要する経費について、国による負担を含めた見直しを検討すること。
- 3 難病患者やその家族からのより高度な相談内容に対応するため、全国規模の難病相談・支援センターの設置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	阿 部 将太郎
同	大 村 悠
同	芥 川 薫
同	あらい 絹 世
同	中 村 武 人
同	井 坂 新 哉
同	しきだ 博 昭
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	鈴 木 ひでし
同	てらさき 雄介

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣

） 殿

神奈川県議会議長

# 意見書案提出書

## 保育士確保対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	岸 部 都
同	阿 部 将太郎
同	大 村 悠
同	芥 川 薫
同	あらい 絹 世
同	中 村 武 人
同	井 坂 新 哉
同	しきだ 博 昭
同	小 島 健 一
同	斉 藤 たかみ
同	鈴 木 ひでし
同	てらさき 雄介

## 保育士確保対策を求める意見書（案）

令和6年4月1日時点の全国の待機児童数は2,567人と7年連続で減少しているものの、待機児童が解消できなかった要因として、保育士の確保が困難であることが挙げられている。

保育所の運営費は国が定める公定価格に基づき給付されているが、市町村ごとに地域区分が設定されているため給付額に格差が生じており、単価の低い地域の保育所は保育士がより確保しにくくなっている。地域区分は国家公務員等の地域手当の支給割合に係る区分を基準にしており、本年8月に人事院は、当該区分を市町村ごとから都道府県ごとを基本とし、中核的な市は個別指定するという内容の勧告を行ったところである。この内容が地域区分にも反映されれば、市町村ごとの格差は縮小するものの、県境に接している自治体など、一部では依然として格差が残るほか、単価設定によっては、今より給付額が下がる地域が生じるおそれもある。

今年度、3～5歳児の保育士の配置基準の改善が図られたが、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「2025年度以降、1歳児について、早期に改善を進める」とされており、保育の質の向上のため、残る1歳児についても1日も早い実現が求められる。

また、公定価格において処遇改善加算を設けているが、神奈川県保育士の賃金は全職種の平均と比較して月額7万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

保育士不足が解消していない状況の中、令和8年度には保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを就労要件を問わず受け入れる「こども誰でも通園制度」がスタートし、更に保育士不足に拍車がかかることが想定される。

よって政府は、更なる保育士確保対策を進めるため、次の事項について、必要な対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 保育所運営に係る公定価格の地域区分については、地域の状況を踏まえた適切な設定に努めること。
- 2 保育士の処遇について、配置基準の見直しや、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

質の高い教育に向けた教員の人材確保を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員	望月 聖子
同	綱嶋 洋一
同	小田 貴久
同	相原 しほ
同	田中 洋次郎
同	添田 勝
同	脇 礼子
同	原 聡祐
同	細谷 政幸
同	小川 久仁子
同	小野寺 慎一郎
同	杉山 信雄
同	青山 圭一

## 質の高い教育に向けた教員の人材確保を求める意見書（案）

政府は、「骨太方針2024」において、持続可能な社会づくりを見据え、多様な子供たちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえつつ、すべての子供たちの可能性を最大限引き出す個別最適・協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現することで、学校教育の更なる高みを目指している。

未来を拓く子供たちにとって、教員は、子供のいのちと尊厳を守り、その人格の完成を目指してともに歩むという使命を有しており、優れた人材の確保の成否が教育の質や成果を左右することになる。

しかし、全国において、公立学校の教員不足がますます深刻化している。

社会環境の変化の中で、いじめや不登校など学校が対応する必要のある課題が複雑化・困難化して、学校に求められる役割が拡大し、教員の長時間勤務の常態化が指摘されており、教員志望者減少の一因となっている。

教員不足の解決のためには、教員の勤務条件を改善し、学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭する必要がある。

文部科学省や本県において令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果にも表れているように、一定程度改善は見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多く、学校における働き方改革の更なる推進は、一刻の猶予も許されない状況である。教員の勤務環境の現状を詳細に調査し、抜本的に改善して、教職の魅力を向上させ、優れた人材を確保し、質の高い公教育を実現することが求められている。

未来を拓く子供たちに質の高い公教育を受けさせることは、国の責務であり、そのための環境整備を行うことが何よりも重要である。

よって政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 校務のDX化による業務効率化や取組状況の見える化など、学校における働き方改革の更なる加速化のための必要な措置を講じること。
- 2 教職の魅力向上に向け、高度な専門性と裁量性を有する専門職であることを踏まえ、処遇改善を進めるとともに、必要な財源措置を講じること。
- 3 国において、必要な財源を確保したうえで、教員勤務実態調査を実施し、その結果に基づき適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

） 殿

神奈川県議会議長

## 意見書案提出書

在日米軍に係る事件・事故の再発防止及び情報提供の拡充と  
信頼醸成並びに基地負担の軽減等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿

神奈川県議会議員	石 川 巧
同	谷口 かずふみ
同	吉 川 さとし
同	山 口 美津夫
同	飯野 まさたけ
同	松 川 正二郎
同	京 島 けいこ
同	山 本 哲
同	高 橋 栄一郎
同	古 賀 照 基
同	杉 本 透
同	松 田 良 昭
同	松 崎 淳

在日米軍に係る事件・事故の再発防止及び情報提供の拡充と  
信頼醸成並びに基地負担の軽減等を求める意見書（案）

現在世界は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化や緊迫する中東情勢など、国際秩序を大きく揺るがす事態に直面している。また中国の軍備増強や北朝鮮の相次ぐミサイル実験など、我が国周辺の安全保障環境も一層厳しさを増しており、東アジアを含む国際情勢は、今まさに危機的な状況にある。我が国の安全保障の大きな柱である日米安全保障体制の強化は喫緊の課題である。

そうした中、本年6月、沖縄県で在日米軍人による16歳未満の少女に対する性的暴行事件が報道により明らかになったことをきっかけに、本県をはじめ複数の都県において、自治体に情報提供されていなかった在日米軍人等による性犯罪事案が判明した。

在日米軍の事件・事故について自治体に情報提供を行うことは、基地周辺住民の方々の安全・安心を守るため、必要不可欠なプロセスである。

国は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の要請に対し、今後、同様の事件が発生した際は、関係自治体と相談の上、情報提供の扱いを決定する等の改善案を示したが、各自治体の意向を踏まえ、確実に情報提供が行われる体制を早急に構築すべきである。

また、こうした問題が起きる背景には、日米地位協定上、事件発生時等の自治体に対する情報提供の扱いが定められていないという課題がある。

課題解決のためには日米地位協定を見直し、自治体への情報提供に関する規定を設ける必要があり、そのための日米交渉をできるだけ早く開始すべきと考える。

さらに、自治体への情報提供や、基地対策の重要な取組である基地返還を進める上で、米側の理解は必要不可欠であり、そのためには日米の信頼醸成が重要である。

既に長年行われている神奈川県知事と在日米陸海軍司令官との意見交換会等の実績も参考に、全国規模で日米の信頼醸成の枠組みを構築すべきである。

よって政府は、在日米軍に係る事件・事故の再発防止及び日米の信頼醸成並びに基地負担の軽減等のため、次の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 在日米軍に係る事件・事故について、日米両国政府の責任のもと、厳格な再発防止体制を構築すること。
- 2 在日米軍人等による性犯罪を含む事件・事故発生時の情報提供体制を改めて検証し、自治体に対する情報提供が確実に行われるよう体制を構築すること。
- 3 自治体への情報提供に関する規定を設けるなど、日米地位協定の見直しを検討すること。
- 4 在日米軍や自治体が参加する日米の信頼醸成のための枠組みを構築すること。
- 5 基地の使用について不断に見直しを行い、必要性がなくなった基地の返還を行うなど、引き続き基地負担の軽減に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
防衛大臣

） 殿

神奈川県議会議長

## 意見書案提出書

相次ぐ米軍関係者による性的暴行事件等に関する  
情報提供等の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり  
提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

相次ぐ米軍関係者による性的暴行事件等に関する  
情報提供等の見直しを求める意見書（案）

2023年12月、沖縄県において、米軍嘉手納基地所属の空軍兵士が、公園にいた県内に住む16歳未満の少女を車で誘拐し、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが、本年6月の報道により発覚した。また、同事案の発覚に伴い、2023年1月から2024年5月末までの間に、性的暴行事件が、ほかに4件存在することが新たに判明した。沖縄県が県警経由で情報を得るルートを確立したのちもさらに1件の性的暴行事件が判明した。

在日米軍の対象防衛関係施設数が都道府県別で第2位である本県においても、警察庁提供資料によると米軍関係者による刑法犯検挙状況は2014年と比較して5倍近くに増加している。米軍に対し幾たび綱紀粛正を申し入れてもこのような重大事件が度々発生する事態に本県議会としても怒りをもって抗議する。

また、このような重大事件について、沖縄県に対し捜査当局及び外務省からの情報提供がなかったことが政府への信頼を揺るがせている。本県においても2021年以降、2件の性的暴行事件が地元県に情報提供されなかったことも明らかになり、県民の間に不安が広がっている。

日米地位協定には、米兵の公務外の事件で容疑者が米軍基地内にいるときは、起訴まで身柄を日本側に引き渡す必要がないとする規定や、日本側に第一次裁判権があっても、日本国にとって著しく重要と考えられる事例以外は行使されないとした日米合意がある。2023年4月の参院外交防衛委員会の法務省答弁では、米軍関係者の日本国内での「公務中」の犯罪について、過去9年間に日本で不起訴となった者は787人にのぼり、裁判にかけられた事件は1件もなかったことが判明した。この中には公務中かどうか疑わしい案件もあった。米軍関係者にこれらの特権的な条項が犯罪発生を助長している面は否めない。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、政府は、次の事項について速やかに実現されるよう強く要請する。

- 1 国と米軍がすべての犯罪被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
  - 2 米軍関係者によるすべての犯罪事案について、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、関係自治体へ迅速に通報すること。
  - 3 米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に第一次裁判権と身柄引渡しに関する条項を早急に改定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

災害対策の強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

## 災害対策の強化を求める意見書（案）

能登半島地震の発災から約9か月が経過した。しかし、2024年9月24日現在で石川県では407人が57箇所の避難所で避難生活を強いられている。死者は9月24日現在で376人。内、災害関連死は149人となっている。

今回の震災では、被災想定が27年間変わっていなかったことや主要道路が寸断されて孤立地域が多かったこと、各市町で災害備蓄品が不足していたことなどの問題点が指摘されている。

建物の損壊は、全壊が6,273棟、半壊2万892棟、一部破損9万9,488棟と非常に多く、そのため公費解体が非常に遅れている。9月16日の速報値では、解体申請棟数は2万9,217棟。解体が完了したのは4,076棟で、そのうち公費解体は3,227棟と約11%にとどまっている状況である。

水道の復旧では、石川県内の断水は最大時11万2,420戸となった。石川県では、8月末現在で断水は輪島市及び珠洲市の早期復旧困難地区を除き解消されたとしているが、それは配水管等の修理が進み、家庭の給水メーターまでの通水が完了したものであり、実際は宅地内の給水施設が破損しているため、いまだに水道を使うことができない家庭も多いとのことである。

多くの被災者が、再び能登で生きていきたいと強く願い、必死の努力を続けているものの、公費解体の遅れや自宅敷地内への水道管の敷設が自費であること、住宅再建の支援金が不十分であることなど、生活再建支援が十分に実施されているとは言えない状況である。

よって国会及び政府は、以下の項目について速やかに実行されるよう強く要望する。

- 1 避難所の備蓄品（飲料水、食料、毛布、災害用トイレ、段ボールベッド等）は自治体の費用で整備することとなっているため、地域格差が生じている。避難所の備蓄品購入に対する補助制度を創設すること。
  - 2 水道・下水道の宅地内の断水等について、公的な費用で宅地内の水道等の設備を整備できるように支援制度を創設すること。
  - 3 公費解体が早急に進むように手続の簡素化、自費解体費用の立替えと払戻しの促進など、制度の見直しを図ること。また、解体事業者を被災地に早急に派遣できるように、事業者に対する支援制度の見直しを行うこと。
  - 4 耐震補強工事を促進するために地方自治体への財政支援をより一層強化すること。
  - 5 被災者の住宅再建のための被災者生活再建支援金の上限を上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣 (防災)		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

食の安全保障を確立するための大胆な支援拡充を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年10月10日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

同 井坂 新哉

同 木佐木 忠晶

## 食の安全保障を確立するための大胆な支援拡充を求める意見書（案）

今夏、スーパーや米小売店から米が消える「令和のコメ騒動」ともいわれる事態が発生した。昨年の猛暑による収穫量の減少やコロナ禍が明けインバウンド需要が増大したことなどの要因が重なったとはいえ、政府の需要予測を多少上回っただけで、国民生活に重大な影響を与えている。9月に新米の流通が始まったとはいえ、来年の需要の先食いであり、今後も同様の事態が起こりうるという指摘もある。

備蓄米を出し渋ったことでフードバンクや子ども食堂といった支援の現場にも米が届かなくなり、深刻さに拍車をかける状況もあった。

こうした事態の背景には、農家の廃業に歯止めをかけるどころか、減反を強いて営農を困難にしてきた政策があり、安定して十分な生産量を確保し、価格保障・所得補償によって農家の収入を支えるという、多くの国々でも行われている政策をとることが求められている。

農業所得に占める政府補助の割合は、ドイツで77%、フランスで64%、日本は30%となっており、基幹的農業従事者数は2022年の約120万人から、2042年で30万人まで激減するともいわれている。食料自給率を向上させ日本の食料安全保障を確立させるために農家が営農を継続できるようにしていくことは、国家存亡にかかわる重大課題であるが、政府にその認識があるように見受けられない。

よって政府は、現場の農家の実態を把握し、次の対応をとるよう強く要望する。

- 1 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭に十分な米が出回るよう、緊急対策を講ずること。これにより生産者に価格の変動による不利益を生じさせないよう対策すること。
- 2 農家の価格保障や所得補償を抜本的に改善し、大多数の農家が安定して生産を続けられる条件を整えること。
- 3 フードバンクや子ども食堂への備蓄米の支給制度について、今すぐに支給できるよう制度を改めること。都道府県・市区町村に申請窓口を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総務大臣	}	殿
厚生労働大臣		
農林水産大臣		

神奈川県議会議長